

報道機関 各位

本市職員の懲戒処分について

市では、本日6月30日付で市職員に対する懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

●被処分者1 子ども家庭部主任 47歳 女性

量定：懲戒戒告（地方公務員法第29条第1項第2号適用）

概要：令和7年3月から令和7年9月の間において、当時同僚であった職員に対し、「帰れ」と繰り返したり、「これ」と指差したりといった精神的苦痛をあたえるパワー・ハラスメントに該当する行為を行ったもの。

●被処分者2 都市整備部主任 38歳 男性

量定：懲戒減給10分の1（6か月）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号適用）

概要：令和7年9月から令和8年3月の間において、在宅勤務を命じられていたにも関わらず、パチンコ屋にて遊興にふけるなど、5日と3時間正当な理由なく勤務を欠き、合計約42時間にわたり職務を怠ったもの。

●処分発令日 令和8年6月30日

※ 市長コメント

このような不祥事が起こってしまったことは誠に遺憾であり、市民の皆様の市政に対する信頼を損なうものとして重く受け止めています。

関係職員につきましては懲戒処分を行ったところですが、職員には法令遵守などの公務員としての基本原則を改めて自覚するように通知するとともに、再発の防止にむけて徹底的に取り組んでまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

【問い合わせ】

立川市行政管理部人事課 担当：行政管理部人事課長 笹原 康司

TEL 042—523—2111（内線）2144